

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋ガイドウェイバス株式会社  
(事務所所在地：守山区竜泉寺二丁目 301番地)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から  
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である名古屋ガイドウェイバス株式会社（以下「ガイドウェイバス」という。）は、軌道法（大正10年法律第76号）による運輸事業等を営むことを目的として、平成6年4月に設立された。

ガイドウェイバスの資本金は30億円であり、そのうち本市の出資額は19億円である。

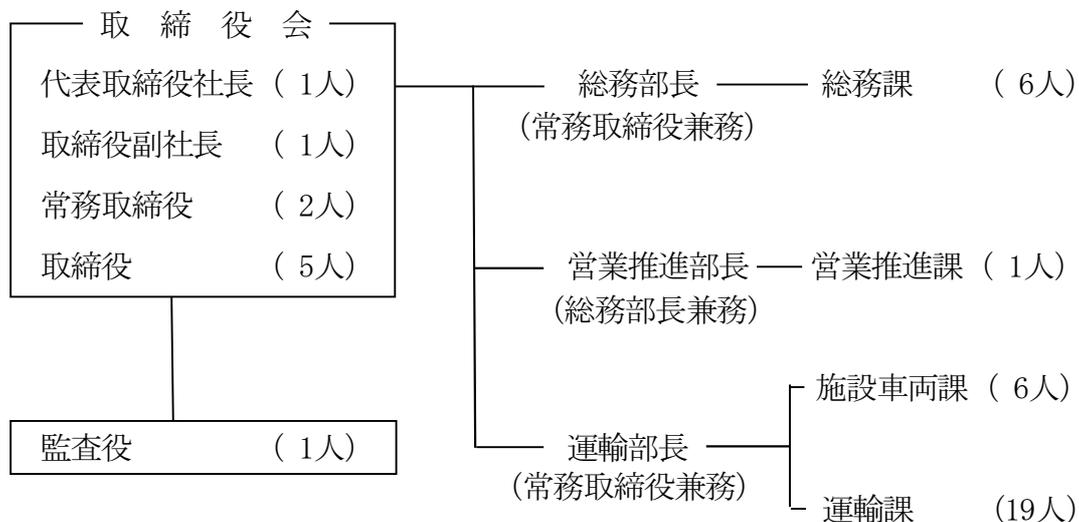
主な事業内容は、軌道法による運輸事業である。

これらの事業を運営するため、代表取締役社長をはじめ取締役9人、監査役1人が置かれ、従業員数は32人（嘱託員8人を含む。）となっている。ガイドウェイバスの機構及び従業員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成31年 3月31日現在)



1 事業状況

軌道法による運輸事業

大曽根から小幡緑地の高架区間 6.5キロメートルを運行している。運行実績の推移は、第 1表のとおりである。

第 1表 運行実績の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日当たり運行本数			
平日	310本	318本	318本
土・休日	216本	216本	216本
1日当たり乗車人員数	11,640人	12,144人	12,247人

## 2 決算状況

第24期及び第25期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

### 第2表 比較損益計算書

第24期 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

第25期 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目	第24期	第25期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
営業収益	704,613	729,303	24,690	103.5
旅客運輸収入	605,573	606,163	590	100.1
運輸雑収	99,039	123,140	24,100	124.3
営業費	699,589	726,379	26,790	103.8
運送営業費	564,037	570,580	6,542	101.2
販売費及び一般管理費	86,742	85,430	△1,311	98.5
諸税	22,953	24,200	1,247	105.4
減価償却費	25,856	46,168	20,312	178.6
営業利益	5,023	2,923	△2,100	58.2
営業外収益				
その他の収益	12,400	12,599	199	101.6
営業外費用				
その他の費用	218	761	543	349.2
経常利益	17,206	14,762	△2,444	85.8
特別損失				
固定資産除去損	-	109	109	皆増
税引前当期純利益	17,206	14,652	△2,554	85.2
法人税、住民税及び事業税	956	956	-	100
当期純利益	16,249	13,695	△2,554	84.3

第3表 比較貸借対照表

第24期 平成30年 3月31日現在

第25期 平成31年 3月31日現在

科 目	第24期	第25期	比 較 増△減	前 期 対 比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産	763,460	688,918	△74,541	90.2
現金及び預金	670,189	588,022	△82,167	87.7
未収運賃	61,804	63,697	1,893	103.1
未収金	15,331	34,008	18,677	221.8
未収消費税等	12,939	-	△12,939	皆減
貯蔵品	1,433	1,443	9	100.7
前払費用	1,761	1,746	△15	99.1
固定資産	660,118	628,223	△31,894	95.2
軌道事業固定資産	655,221	624,980	△30,241	95.4
投資その他の資産	4,896	3,243	△1,652	66.2
差入保証金	1,318	1,318	-	100
長期前払費用	3,577	1,925	△1,652	53.8
資産合計	1,423,578	1,317,142	△106,435	92.5
負債の部				
流動負債	316,495	982,831	666,335	310.5
1年以内返済予定				
長期借入金	-	787,046	787,046	皆増
運賃精算未払金	11,789	11,865	75	100.6
未払金	247,562	106,718	△140,844	43.1
未払費用	13,564	13,434	△130	99.0
未払法人税等	8,063	8,893	829	110.3
未払消費税等	-	18,916	18,916	皆増
預り金	2,099	2,273	173	108.3
前受運賃	32,414	32,525	111	100.3
前受収益	1,000	1,159	158	115.8
固定負債	1,800,028	1,013,560	△786,467	56.3
長期借入金	1,787,046	1,000,000	△787,046	56.0
退職給付引当金	7,233	8,479	1,245	117.2
預り保証金	4,050	4,050	-	100
長期未払金	1,699	1,031	△667	60.7
負債合計	2,116,524	1,996,392	△120,131	94.3
純資産の部				
株主資本	△692,945	△679,249	13,695	98.0
資本金	3,000,000	3,000,000	-	100
利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
その他利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
繰越利益剰余金	△3,692,945	△3,679,249	13,695	99.6
純資産合計	△692,945	△679,249	13,695	98.0
負債・純資産合計	1,423,578	1,317,142	△106,435	92.5

## 第2 団体に対する監査

### 1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

### 2 指摘事項

#### (1) 競争性のある契約の検討について

契約事務取扱要領によると、契約方法は競争入札契約又は随意契約と定められており、随意契約が可能な場合は、予定価格が 250万円を超えないときのほか、性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約や緊急の必要により競争入札に付することができないときなど例外的に定められている。

契約事務について調査したところ、「ドーム前矢田上り線連絡通路天井補修工事」及び「ドーム前矢田下り線 3階連絡通路天井補修工事」の契約において、予定価格がそれぞれ 250万円を超えないとの理由で随意契約としていたが、同種の業務について同一業者と別個に随意契約をしたものであり、それぞれの履行期間が重なっていたことから、これらを一括して契約することが可能であったと思われる。

透明性や経済性の観点から、別個になされていた契約を一つの契約にまとめるなど、競争性のある契約を検討されたい。

#### (2) 労使協定に基づく時間外労働の限度時間の超過について

ガイドウェイバスは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に基づき、労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との間で、時間外及び休日労働に関する協定（以下「労使協定」という。）を締結しており、労使協定において、時間外労働は、1年を通じ 360時間以内とし、1月45時間、1日 5時間を限度としており、この限度時間により難い特別な事情が生じた場

合には、時間外及び休日労働を行わせる職員及び時間について、過半数代表者との間での覚書で別の定めをすることができるとされている。

時間外労働の実績について調査したところ、労使協定で定める 1月45時間の限度時間を超過していた職員が存在したが、限度時間を超過することとなった時間外労働について、過半数代表者との間で覚書が締結されていなかった。

労使協定の内容を遵守するとともに、時間外労働の縮減に取り組まれない。

### 3 意見

志段味地区をはじめ沿線地域の人口増加や、利便性向上に向けた平成27年 4月、平成29年 4月のダイヤ改正による増便及びウォーキングイベントの実施などにより、乗車人員、乗車料収入ともに平成22年度以降毎年増加し、平成30年度の経常利益は 1,476万円、当期純利益は 1,369万円と、5年連続黒字を確保することができた。

今後も志段味地区の人口増加を受け、利用者が増加する見込みではあるものの、特殊な車両のため調達が困難であり、需要に応じた柔軟な増便が難しい状況にある。また、大量輸送が可能な鉄道に比べ、乗車定員が少なく、現行の輸送方式のもとでは、構造的に大幅な利益増を見込むことが困難である。加えて、開業から18年が経過し、経年劣化が進む施設・設備の維持管理・更新に的確に対応していかなければならず、こうした対応に多額の費用を要することが見込まれる。

今後とも地域の公共交通としての役割を果たしていくため、本市や沿線の施設、企業、大学等と連携し、沿線の活性化に取り組み、バス利用の促進を図るとともに、安心・安全な輸送の確保を前提としつつ、施設・設備の更新に合わせ、ICT・IoT技術の活用による輸送方法の見直しを進める等、収益性の高い事業運営に努められたい。

### 第3 住宅都市局に対する監査

ガイドウェイバスに対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、住宅都市局所管の財務に関する事務のうち、ガイドウェイバスに対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。